

【新旧対照表】 会員規約（ローンカード FAITH 用）の主な改定箇所

改定前	改定後
第2条 カードの貸与およびカードの管理	第2条 カードの貸与およびカードの管理
1. 当社は、会員本人に対し、両社が発行するローンカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。会員は、カード（ただし、設けられていないカードを除く。）を貸与されたときに直ちに当該カードの所定欄に自己の署名を行わなければなりません。	1. 当社は、会員本人に対し、両社が発行するローンカード（以下「カード」という。）を貸与します。カードには、ICチップが組み込まれたICカード（以下「ICカード」という。）を含みます。 <u>また、会員は、カードを貸与されたとき、カードに署名欄（サインパネル）がある場合は、直ちに自己の署名を行わなければなりません。</u>
第6条 カードの有効期限	第6条 カードの有効期限
1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された年月（以下「有効期限月」という。）の末日までとします。	1. カードの有効期限は、カードの券面または会員本人のみが閲覧できる画面等に表示された <u>年月の末日まで</u> とします。
第8条 届出事項の変更	第8条 届出事項の変更
1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カード利用目的、お支払い口座（第26条に定めるものをいう。）、暗証番号、Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。	1. 会員が両社に届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カード利用目的、お支払い口座（第26条に定めるものをいう。）、暗証番号、 <u>国籍、在留情報（会員が外国人である場合の在留資格、在留期間等をいう。）、</u> Eメールアドレス等（以下「届出事項」という。）について変更があった場合には、両社所定の方法により遅滞なく両社に届け出なければなりません。また、両社が会員に対して、会員の届出内容（変更に関する内容を含みます。）を証する資料の提出を求めた場合には、会員はこれを提出しなければなりません。
第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託	第12条 個人情報の収集、保有、利用、預託
3. 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は本規約末尾に記載のとおりです。） なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の	3. 会員等は、当社またはJCBが個人情報の提供に関する契約を締結した提携会社（以下「共同利用会社」という。）が共同利用会社のサービス提供等のため、第1項(1)①②③の個人情報を共同利用することに同意します。（共同利用会社および利用目的は <u>次のホームページにて確認</u> できます。） <a href="https://www.jcb.co.jp/r/riyou/">https://www.jcb.co.jp/r/riyou/</a> なお、本項に基づく共同利用に係る個人情報の

【新旧対照表】 会員規約（ローンカード FAITH 用）の主な改定箇所

改定前	改定後
管理について責任を有する者は JCB となります。	管理について責任を有する者は JCB となります。
第 27 条 明細	第 27 条 明細
1. 当社は、「MyJCB」および「MyJ チェック」の登録を行った会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。	1. 当社は、 <u>MyJ チェック</u> の登録を行った会員に対し、約定支払日に先立ち、カード利用の内容や約定支払額その他カード利用に関連する事項の明細（以下「明細」という。）を電磁的記録の提供の方法によって通知します。当社は明細の内容が確定した後速やかに、明細の内容が確定した旨の通知（以下「明細確定通知」という。）を会員が届け出た E メールアドレス宛に送信します。ただし、標準期間にカード利用がなく、かつ約定支払額が 0 円である場合等、明細確定通知を省略することがあります。
2. 当社は、会員が標準期間満了日の当月 19 日までに「MyJCB」および「MyJ チェック」に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を会員の届出住所宛に送付します。また、当社は会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を会員の届出住所宛に送付します。	2. 当社は、会員が標準期間満了日の当月 19 日までに <u>「MyJ チェック」</u> に登録していない場合には、前項に代えて、明細書（明細を書面化したものをいう。以下同じ。）を会員の届出住所宛に送付します。また、当社は会員が明細書の発行を希望し、当社がこれを認める場合には、前項に加えて、明細書を会員の届出住所宛に送付します。
第 31 条の 2 （取引の制限等）	第 31 条の 2 （取引の制限等）
—	<u>(5) 会員が在留期間（出入国管理及び難民認定法に基づく在留期間をいう。以下同じ。）の定めのある外国人である場合であって、会員の届出によって当社が確認できる在留期間の満了日が経過した場合</u>

